

ドル資金決済規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、株式会社東京金融先物取引所（以下「本取引所」という。）の業務規程（以下「業務規程」という。）及び本取引所の業務方法書（以下「業務方法書」という）に基づき、本取引所が、金利先物等金融先物取引及び清算建玉の値洗い及び最終決済に関して行う清算参加者との金銭の授受のうち、アメリカ合衆国通貨による資金の授受（以下「ドル資金決済」という。）の方法について必要な事項を定める。

(平成12年12月1日、平成16年4月1日、平成17年7月1日 変更)

(定義)

第2条 本規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) ドル値洗い差金。 本取引所が、業務方法書第49条第3項に定めるところにより、清算参加者との間で授受する金銭のうちアメリカ合衆国通貨（以下「ドル」という。）により行うものをいう。
- (2) ドル差金決済金。 本取引所が、業務方法書第56条に定めるところにより、同方法書第51条第1項第1号に規定する差金決済を行うにあたり、清算参加者との間で授受する金銭のうちドルにより行うものをいう。
- (3) ドル差金。 ドル値洗い差金若しくはドル差金決済金又は両者をいう。
- (4) ドル受渡決済金。 本取引所が、業務方法書第63条第1項に定めるところにより、清算参加者との間で授受する金銭のうちドルにより行うものをいう。
- (5) ドル差金決済銀行。 本取引所が、ドル差金の決済を行うために、業務方法書第98条の規定により定めて登録した金融機関をいう。
- (6) ドル受渡決済銀行。 本取引所が、ドル受渡決済金の決済を行うために、業務方法書第98条の規定により定めて登録した金融機関をいう。
- (7) ドル決済銀行。 ドル差金決済銀行又はドル受渡決済銀行をいう。
- (8) ドル差金決済集中銀行。 本取引所が、第10号に規定する本取引所のドル差金決済口座間での資金の授受のために、ドル差金決済銀行の中から別途指定した1行の東京都にある外国為替業務を営む1営業所をいう。

- (9) ドル受渡決済集中銀行。本取引所が、ドル受渡決済銀行を通じて行うドル受渡決済金の授受のために、ドル受渡決済銀行の中から別途指定した1行の東京都にある外国為替業務を営む1営業所をいう。
- (10) 本取引所のドル差金決済口座。本取引所が、ドル差金の決済のために、各ドル差金決済銀行の東京都にある外国為替業務を営む1営業所に開設する預金口座をいう。
- (11) 本取引所のドル差金決済集中口座。本取引所が、本取引所のドル差金決済口座間での資金の授受のために、ドル差金決済集中銀行に本取引所のドル差金決済口座とは別に開設する預金口座をいう。
- (12) 本取引所のドル受渡決済口座。本取引所が、ドル受渡決済金の授受のために、ドル受渡決済集中銀行に開設する預金口座をいう。
- (13) ドル短期与信極度額。本取引所がドル差金決済銀行を定めて登録するにあたり、ドル差金の決済の円滑かつ確実な履行を図るために、当該銀行が本取引所に対し設定するドル短期与信の極度額をいう。
- (14) 即時に利用が可能な資金。預金の受入業務を営む金融機関（以下「預金受入金融機関」という。）が、預金者の同意を得て行う訂正を除き、預金口座への入金記帳をいかなる理由によっても取り消すことができず、かつ、預金者による当該入金記帳に基づく預金の引出しに、一切の制限をつけることのできないドル資金をいう。
- (15) 同日に利用が可能な資金。預金受入金融機関が、預金者の同意を得て行う訂正を除き、第16号に規定する銀行間決済が行われなかったときに限り、預金口座への入金記帳を取り消すことができ、かつ、第17号に規定する預金の引出制限のみを課することができるドル資金をいう。
- (16) 同日に利用が可能な資金に係る銀行間決済。預金受入金融機関に対し同日に利用が可能な資金による振込を委託した他の預金受入金融機関が、当該委託を行った日のアメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市（以下単に「ニューヨーク」という。）における同暦日（ニューヨークの銀行休業日にあたる場合は、順次繰り下げる。）に、The New York Clearing House Interbank Payments System（以下「CHIPS」という。）又は当該振込を受託した預金受入金融機関との間で別途合意する他の支払方法により行う、当該振込に要した資金（振込の委託者が負担すべき手数料を併せ支払うことが合意されている場合には、これを含み以下「振込所要資金等」という。）の決済をいう。
- (17) 同日に利用が可能な資金の預金口座からの引出制限。預金受入金融機関が、預金規定又は預金者と別途事前に合意するところに従い、前号に規定する銀行間決済の終了を確認するまでの間、当該資金による入金記帳に基づく預金の引出しに関し、預金者に対して課すことのできる制限をいう。

- (18) ドル差金決済銀行のドル勘定。 ドル差金決済銀行の本邦にある 1 営業所が、外国為替業務を行うための取極を締結している金融機関として、ドル差金決済集中銀行に保有しているドル勘定をいう。
- (19) ドル受渡決済銀行のドル勘定。 ドル受渡決済銀行の本邦にある 1 営業所が、外国為替業務を行うための取極を締結している金融機関として、ドル受渡決済集中銀行に保有しているドル勘定をいう。
- (20) 依頼書作成日。 本取引所が別表第 3 の様式による「金融先物取引 差金(米ドル建)受払依頼書」を作成する日であり、ドル値洗い差金については各営業日をいい、ドル差金決済金については取引最終日をいう。
- (21) 承諾日。 依頼書作成日の翌営業日(日本の銀行休業日にあたるときは、順次繰り下げる。)をいう。
- (22) ドル資金の決済期日。 ドル差金については、承諾日をいう。ただし、当該承諾日がニューヨークの銀行休業日にあたるときは、順次繰り下げる(日本の銀行休業日を除外する。) ドル受渡決済金については、業務規程第 4 条第 1 項第 3 号に規定する決済期日をいう。

(平成 3 年 2 月 15 日、平成 4 年 5 月 1 日、平成 4 年 7 月 14 日、平成 10 年 12 月 1 日、平成 11 年 6 月 14 日、平成 15 年 5 月 9 日、平成 16 年 4 月 1 日 変更)

(対象金銭)

第 3 条 本取引所がドル決済銀行を通じて決済する金銭は、ドル値洗い差金、ドル差金決済金及びドル受渡決済金とする。

第 2 章 ドル差金決済銀行の指定

(清算参加者によるドル差金決済銀行の指定)

- 第 4 条 清算参加者は、本取引所がドル差金決済銀行として登録している 1 行に対し、ドル差金の決済に係る処理を依頼しなければならない。
- 2 清算参加者は、前項の依頼を行うときは、ドル差金の決済のための預金口座(以下「清算参加者のドル差金決済口座」という。)を当該ドル差金決済銀行の本邦にある外国為替業務を営む 1 営業所に開設したうえ、当該銀行に別表第 1 の様式による「米ドル資金(差金)決済に関する依頼書」(以下「ドル差金決済依頼書」という。)及び本取引所宛の別表第 2 の様式による「米ドル資金(差金)決済に関する届出書」(以下「ドル差金決済届出書」という。)を提出しなければならない。

- 3 清算参加者からの第1項の依頼を受諾したドル差金決済銀行(以下「指定ドル差金決済銀行」という。)は、前項のドル差金決済依頼書及びドル差金決済届出書の記載内容を確認したうえ、ドル差金決済届出書を本取引所に提出するものとする。

(平成16年4月1日 変更)

(届出事項の変更)

- 第5条 清算参加者は、ドル差金決済届出書により届け出た事項について変更を行おうとするときは、本取引所に対し指定ドル差金決済銀行を通じて、あらかじめその内容を書面により報告しなければならない。

(平成16年4月1日 変更)

(清算参加者と指定ドル差金決済銀行との間の契約の解約)

- 第6条 清算参加者又は指定ドル差金決済銀行は、ドル差金決済依頼書に基づく契約(以下「ドル差金決済契約」という。)を解約しようとするときは、本取引所が認めた場合を除き、解約する日(日本の銀行休業日又はニューヨークの銀行休業日にあたらぬ営業日に限る。)を定めてその3月前までに、相手方に対し書面により通知しなければならない。この場合、解約の効力は、当該解約日と定められた日を承諾日とするドル差金決済契約に基づく処理を終了したときをもって発生するものとする。
- 2 清算参加者又は指定ドル差金決済銀行は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく本取引所に対し書面により報告しなければならない。
- 3 指定ドル差金決済銀行は、本取引所に対しそのドル差金決済銀行としての登録の取消を請求する場合には、同時にその旨をドル差金決済契約を締結している清算参加者に書面により通知するものとし、この場合、当該指定ドル差金決済銀行は当該清算参加者に対し、第1項に従い登録取消日を解約日とするドル差金決済契約の解約通知をなしたものとみなす。
- 4 清算参加者は、自己又は指定ドル差金決済銀行が第1項又は前項の通知を発した日から1月以内に、第4条に定めるところにより、あらたに指定ドル差金決済銀行を指定したうえ、本取引所にドル差金決済届出書を提出しなければならない。この場合、あらたな指定ドル差金決済銀行との間のドル差金決済契約は、第1項又は前項の解約の効力発生日の翌営業日を承諾日とする処理からこれを適用し、その効力を生ずるものとする。

(平成15年5月9日、平成15年12月1日、平成16年4月1日 変更)

(指定ドル差金決済銀行の登録取消によるドル差金決済契約の解約)

第7条 本取引所は、指定ドル差金決済銀行についてドル差金決済銀行としての登録を取り消したときは（指定ドル差金決済銀行の登録取消請求に基づく場合を除く。）当該指定ドル差金決済銀行との間でドル差金決済契約を締結している清算参加者及び当該指定ドル差金決済銀行に直ちに通知するものとする。この場合、当該ドル差金決済契約は、登録取消通知の発信時をもって自動的に解約されたものとする。

2 前項の通知を受けた清算参加者は、第4条に定めるところにより、他のドル差金決済銀行にドル差金の決済に係る処理を直ちに依頼するものとする。

（平成15年5月9日、平成16年4月1日 変更）

第3章 ドル差金の決済

(清算参加者へのドル差金の通知)

第8条 本取引所は、承諾日の午前9時までに、清算参加者との間で授受すべきドル差金の額を清算参加者に通知する。

（平成16年4月1日 変更）

(指定ドル差金決済銀行への受払処理の依頼)

第9条 本取引所は、承諾日の午前9時までに、本取引所のドル差金決済口座を開設している指定ドル差金決済銀行の1営業所（以下「指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店」という。）に、第11条乃至第14条に規定する処理を行うよう依頼する。

2 本取引所は、指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店に対する別表第3の様式による「金融先物取引 差金(米ドル建)受払依頼書」(以下「ドル差金受払依頼書」という。)を交付することにより、前項の依頼を行う。

3 本取引所は、指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店に第1項の依頼をした後においては、第33条に規定する場合を除き、その取消又は訂正を行わない。

(清算参加者の資金手当て)

第10条 ドル差金を支払うべき清算参加者（以下「ドル差金支払い方清算参加者」という。）は、指定ドル差金決済銀行との間で別途合意する時刻までに、ドル差金の支払いに必要な資金を、当該清算参加者のドル差金決済口座に、即時に利用が可能な資金により手当てしておかなければならない。

(平成 16 年 4 月 1 日 変更)

(清算参加者の依頼による取引所のドル差金決済口座への入金処理)

第 11 条 指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店は、ドル差金受払依頼書の清算参加者支払金額欄に記載された各金額を、当該支払い方清算参加者の依頼に基づき、本取引所のドル差金決済口座に即時に利用が可能な資金により入金することを承諾するとき、承諾日の午前 11 時まで、本取引所に対し承諾の通知を行うものとする。

指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店が承諾の通知をしたときは、第 4 項に規定する入金記帳の有無にかかわらず、当該ドル差金受払依頼書の清算参加者支払金額欄に記載された各金額が、当該ドル差金に係るドル資金の決済期日（本章においては、以下単に「ドル資金の決済期日」という。）の午後 1 時において、本取引所のドル差金決済口座に即時に利用が可能な資金により入金されたものとみなす。

- 2 指定ドル差金決済銀行は、ドル差金支払い方清算参加者が第 18 条第 1 項に該当するときを除き、前項に規定する承諾を拒絶できないものとする。
- 3 指定ドル差金決済銀行は、第 1 項の承諾に先立ち、同額をドル差金支払い方清算参加者のドル差金決済口座から引落することができる。
- 4 指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店は、第 1 項に規定する承諾に係る本取引所のドル差金決済口座への入金記帳を、ドル資金の決済期日の午後 1 時までに行うものとする。

(平成 16 年 4 月 1 日 変更)

(ドル差金決済集中銀行への振込処理)

第 12 条 ドル差金受払依頼書に記載された清算参加者支払金額の合計額が、清算参加者受入金額の合計額を上回る場合において、指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店は、本取引所の依頼に基づき、その差額に相当する額を、本取引所のドル差金決済集中口座へ振込むことについてドル差金決済集中銀行に対し委託することを承諾するとき、承諾日の午前 11 時まで、本取引所に対し承諾の通知を行うものとする。

- 2 指定ドル差金決済銀行は、本取引所が第 18 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当するときを除き、前項に規定する承諾を拒絶できないものとする。
- 3 指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店は、第 1 項の承諾に先立ち、同額を本取引所のドル差金決済口座から引落することができるものとする。
- 4 第 1 項に規定する承諾を行う指定ドル差金決済銀行は、承諾日の午前 11 時まで、同項に規定する振込を委託するものとする。
- 5 指定ドル差金決済銀行は、第 1 項の振込を委託するときは、本取引所の定めるところ

により、本取引所のドル差金決済集中口座への振込金が、ドル資金の決済期日の午後 1 時までに入金記帳されるよう、ドル差金決済集中銀行に対し振込を委託するものとする。

(平成 16 年 4 月 1 日 変更)

(ドル差金決済集中銀行の振込委託による取引所のドル差金決済口座への入金処理)

第 13 条 ドル差金受払依頼書に記載された清算参加者受入金額の合計額が、清算参加者支払金額の合計額を上回る場合は、指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店は、その差額に相当する額を、本取引所の依頼によるドル差金決済集中銀行の当該指定ドル差金決済銀行に対する振込の委託に基づき、本取引所のドル差金決済口座へ入金する。

2 指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店は、前項に係る入金記帳を、ドル資金の決済期日の午後 1 時まで同日に利用が可能な資金により行うものとする。

3 前条第 5 項に基づき、本取引所のドル差金決済集中口座への振込の委託を行った指定ドル差金決済銀行(ドル差金決済集中銀行に指定されたドル差金決済銀行を除く。)が、ドル差金決済集中銀行との間でなすべき同日に利用が可能な資金に係る銀行間決済を履行しなかったことを理由として、ドル差金決済集中銀行が、第 1 項に規定する指定ドル差金決済銀行に対する振込の委託を取消又は変更したときは、当該指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店は、本取引所に対し事前に書面により通知のうえ、前項に規定する入金記帳を直ちに取消又は変更するものとする。

4 指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店が、前項に規定する入金記帳の取消又は変更を行うことにより、当該入金記帳日における本取引所のドル差金決済口座に残高不足が発生するときは、本取引所は、当該不足額に相当する額を、当該指定ドル差金決済銀行から当該入金記帳日において借入れたものとし、その借入条件は別途合意することによる。

(平成 16 年 4 月 1 日 変更)

(清算参加者のドル差金決済口座への入金処理)

第 14 条 指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店は、ドル差金受払依頼書の清算参加者受入金額欄に記載された各金額を、本取引所の依頼に基づき、当該清算参加者のドル差金決済口座に即時に利用が可能な資金により入金することを承諾するときは、承諾日の正午までに、当該清算参加者のために本取引所に対し承諾の通知を行うものとする。

指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店が承諾の通知をしたときは、第 4 項に規定する入金記帳の有無にかかわらず、当該ドル差金受払依頼書の清算参加者受入金額欄に記載された各金額が、当該ドル資金の決済期日の午後 1 時において、当該ドル差金受

取り方清算参加者のドル差金決済口座に即時に利用が可能な資金により入金されたものとみなす。

- 2 指定ドル差金決済銀行は、本取引所が第 18 条第 2 項に該当するときを除き、前項に規定する承諾を拒絶できないものとする。
- 3 指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店は、第 1 項の承諾に先立ち、同額を本取引所のドル差金決済口座から引落すことができる。
- 4 指定ドル差金決済銀行は、第 1 項に規定する承諾に係るドル差金を受取るべき清算参加者（以下「ドル差金受取り方清算参加者」という。）のドル差金決済口座への入金記帳を、ドル資金の決済期日の午後 1 時までに行うものとする。

（平成 16 年 4 月 1 日 変更）

（承諾の通知の方法）

第 15 条 指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店は、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項又は第 14 条第 1 項に係る承諾の通知を行うときは、それぞれ同条同項に規定する時刻までに、本取引所に対し電話により通知を行う。ただし、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項又は第 14 条第 1 項に規定する時刻までに本取引所が第 19 条に規定する承諾拒絶の通知を受領しないときは、指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店がそれぞれ同条同項に規定する承諾をしたものとみなす。

- 2 前項の場合、指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店は、当該承諾日の午後 3 時まで、本取引所に対し別表第 3 の様式による「受払承諾通知書」を提出するものとする。

（平成 3 年 2 月 15 日、平成 5 年 6 月 1 日 変更）

（承諾に係る処理の取消又は変更）

第 16 条 指定ドル差金決済銀行は、前条第 1 項の定めるところにより承諾し又は承諾したものとみなされたときは、その承諾に係る処理を拒絶、取消又は変更することができないものとする。ただし、本取引所の同意を得て行う訂正はこの限りでない。

（清算参加者への通知）

第 17 条 指定ドル差金決済銀行は、第 11 条又は第 14 条に規定する承諾又は承諾に係る処理に関し、当該清算参加者に対して通知することを要しないものとする。ただし、承諾日がニューヨークの銀行休業日にあたるときは、清算参加者は、指定ドル差金決済銀行に対して第 14 条第 1 項に基づく承諾を証する書面の交付を請求することができる。

(平成 3 年 2 月 15 日、平成 5 年 6 月 1 日、平成 16 年 4 月 1 日 変更)

(承諾の拒絶)

第 18 条 指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する入金処理に係る承諾を拒絶することができる。

- (1) ドル差金支払い方清算参加者が、指定ドル差金決済銀行の入金の督促にもかかわらず、第 10 条に規定する必要な資金の手当てを行わないときは、当該清算参加者の依頼に基づく、第 11 条に規定する本取引所のドル差金決済口座へのお入金処理。
- (2) 指定ドル差金決済銀行と銀行取引約定書又はこれに相当する金融取引の基本となる約定書(以下「銀行取引約定書」という。)を締結しているドル差金支払い方清算参加者に、当該銀行取引約定書に基づき当然に又は請求により期限の利益を失わしめる事由が発生したときは、当該清算参加者の依頼に基づく、第 11 条に規定する本取引所のドル差金決済口座へのお入金処理。

2 指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店は、本取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する処理に係る承諾を拒絶することができる。

- (1) 本取引所のドル差金決済口座の残高が、前項に起因するか否かを問わず、第 12 条に規定する振込処理及び第 14 条に規定する入金処理に必要な合計額に満たず、かつ、当該不足額が指定ドル差金決済銀行の本取引所に対するドル短期与信極度額(既に与信残高があるときは、当該残高を差し引いた額。)を超えるときは、当該超過額に相当する額を限度とする第 12 条に規定する本取引所のドル差金決済集中口座への振込処理又は第 14 条に規定するドル差金受取り方清算参加者のドル差金決済口座へのお入金処理。ただし、指定ドル差金決済銀行は、当該超過額が第 12 条に規定する振込処理の金額を上回るときに限り、第 14 条に規定する入金処理に係る承諾を拒絶することができる。
- (2) 第 13 条に規定する本取引所のドル差金決済口座への振込金の額が、指定ドル差金決済銀行の本取引所に対するドル短期与信極度額(既に与信残高があるときは、当該残高を差し引いた額)を超えるときは、当該超過額に相当する額を限度とする第 14 条に規定するドル差金受取り方清算参加者のドル差金決済口座へのお入金処理。
- (3) 本取引所と指定ドル差金決済銀行との間で締結している銀行取引約定書に基づき当然に又は請求により期限の利益を失わしめる事由が、本取引所に発生したときは、第 12 条に規定する本取引所のドル差金決済集中口座への振込処理、及び第 14 条に規定するドル差金受取り方清算参加者のドル差金決済口座へのお入金処理。

(平成 15 年 5 月 9 日、平成 16 年 4 月 1 日 変更)

(承諾拒絶の通知)

第 19 条 指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店は、前条に規定する承諾の拒絶を行うときは、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項又は第 14 条第 1 項に規定する時刻までに、本取引所に対しその理由を付して電話により承諾拒絶の通知を行わなければならない。ただし、指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店は、前条第 1 項に定めるところにより承諾拒絶の通知を行うときは、本取引所に対する当該通知に先立ち、当該清算参加者に対しその理由を付して通知するものとする。

2 指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店は、本取引所に対し前項の通知を行ったときは、当該通知内容を証する書面を、直ちに本取引所に提出するものとする。

(平成 16 年 4 月 1 日 変更)

第 4 章 ドル受渡決済銀行の指定

(清算参加者によるドル受渡決済銀行の指定)

第 20 条 清算参加者は、本取引所がドル受渡決済銀行として登録している 1 行に対し、ドル受渡決済金の決済に係る処理を依頼しなければならない。

2 清算参加者は、前項の依頼を行うときは、ドル受渡決済金の決済のための預金口座(以下「清算参加者のドル受渡決済口座」という。)を当該ドル受渡決済銀行の東京にある外国為替業務を営む 1 営業所に開設したうえ、当該銀行に別表第 4 の様式による「米ドル資金(受渡決済金)決済に関する依頼書」(以下「ドル受渡決済依頼書」という。)及び本取引所宛の別表第 5 の様式による「米ドル資金(受渡決済金)決済に関する届出書」(以下「ドル受渡決済届出書」という。)を提出しなければならない。

3 清算参加者からの第 1 項の依頼を受諾したドル受渡決済銀行(以下「指定ドル受渡決済銀行」という。)は、前項のドル受渡決済依頼書及びドル受渡決済届出書の記載内容を確認するとともに、ドル受渡決済届出書に指定ドル受渡決済銀行として届け出るべき事項を記載のうえ、本取引所に提出するものとする。

(平成 16 年 4 月 1 日 変更)

第 21 条 (削除)

(平成 11 年 6 月 14 日 変更)

(届出事項の変更)

- 第 22 条 清算参加者は、ドル受渡決済届出書により届け出た事項についての変更を行おうとするときは、本取引所に対し指定ドル受渡決済銀行を通じて、あらかじめその内容を書面により報告しなければならない。
- 2 指定ドル受渡決済銀行は、ドル受渡決済届出書により届け出た事項についての変更を行おうとするときは、清算参加者の同意を得たうえ、本取引所に対しあらかじめその内容を書面により報告しなければならない。
 - 3 届出事項の変更は、本取引所が前 2 項の報告を受領した日（当該日を含む。）より 21 日目以降に取引最終日の到来する受渡決済からその効力を有するものとする。

(平成 16 年 4 月 1 日 変更)

(清算参加者と指定ドル受渡決済銀行との間の契約の解約)

- 第 23 条 清算参加者又は指定ドル受渡決済銀行は、ドル受渡決済依頼書に基づく契約（以下「ドル受渡決済契約」という。）を解約しようとするときは、解約する日（ドル受渡決済金に係るドル資金の決済期日（以下本章及び第 5 章において単に「ドル資金の決済期日」という。）の前後 1 週間を除く。）を定めてその 3 月前までに、相手方に対し書面により通知をしなければならない。この場合、解約の効力は、当該解約日と定められた日をもって発生するものとする。
- 2 清算参加者又は指定ドル受渡決済銀行は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく本取引所に対し書面により報告しなければならない。
 - 3 指定ドル受渡決済銀行は、本取引所に対しそのドル受渡決済銀行としての登録の取消を請求する場合には、同時にその旨をドル受渡決済契約を締結している清算参加者に書面により通知するものとし、この場合、当該指定ドル受渡決済銀行は当該清算参加者に対し、第 1 項に従い登録取消日を解約日とするドル受渡決済契約の解約通知をなしたものとみなす。
 - 4 清算参加者は、自己又は指定ドル受渡決済銀行が第 1 項又は前項の通知を発した日から 1 月以内に、第 20 条に定めるところにより、あらたに指定ドル受渡決済銀行を指定したうえ、本取引所にドル受渡決済届出書を提出しなければならない。この場合、あらたな指定ドル受渡決済銀行との間のドル受渡決済契約は、第 1 項又は前項の解約の効力発生日の翌営業日からこれを適用し、その効力を生ずるものとする。

(平成 11 年 6 月 14 日、平成 15 年 5 月 9 日、平成 16 年 4 月 1 日 変更)

(指定ドル受渡決済銀行の登録取消によるドル受渡決済契約の解約)

第 24 条 本取引所は、指定ドル受渡決済銀行についてドル受渡決済銀行としての登録を取り消したときは（指定ドル受渡決済銀行の登録取消請求に基づく場合を除く。）当該指定ドル受渡決済銀行との間でドル受渡決済契約を締結している清算参加者及び当該指定ドル受渡決済銀行に直ちに通知するものとする。この場合、当該ドル受渡決済契約は、登録取消通知の発信時をもって自動的に解約されたものとする。

2 前項の通知を受けた清算参加者は、第 20 条に定めるところにより、他のドル受渡決済銀行にドル受渡決済金の決済に係る処理を直ちに依頼するものとする。

(平成 15 年 5 月 9 日、平成 16 年 4 月 1 日 変更)

第 5 章 ドル受渡決済金の決済

(清算参加者へのドル受渡決済金の通知)

第 25 条 本取引所は、ドル資金の決済期日の午前 9 時までに、清算参加者との間で授受すべきドル受渡決済金の額を清算参加者に通知する。

2 本取引所は、ドル受渡決済金を本取引所より受取るべき清算参加者（以下「ドル受渡決済金受取り方清算参加者」という。）に対し前項の通知を行うときは、ドル受渡決済金の額とともに、ドル受渡決済届出書に記載された当該清算参加者のドル受渡決済口座の明細を通知する。

(平成 11 年 6 月 14 日、平成 15 年 5 月 9 日、平成 16 年 4 月 1 日 変更)

(清算参加者の資金手当て)

第 26 条 ドル受渡決済金を本取引所に支払うべき清算参加者（以下「ドル受渡決済金支払い方清算参加者」という。）は、指定ドル受渡決済銀行との間で別途合意する時刻までに、ドル受渡決済金の支払いに必要な資金を、当該清算参加者のドル受渡決済口座に即時に利用が可能な資金により、手当てしておかなければならない。

(平成 11 年 6 月 14 日、平成 16 年 4 月 1 日 変更)

(清算参加者による振込依頼)

第 27 条 ドル受渡決済金支払い方清算参加者は、ドル資金の決済期日の指定ドル受渡決済銀行との間で別途合意する時刻までに、本取引所のドル受渡決済口座へのドル受渡

決済金と同額の振込が行われるよう指定ドル受渡決済銀行に依頼するものとする。

(平成 11 年 6 月 14 日、平成 16 年 4 月 1 日 変更)

(指定ドル受渡決済銀行による振替依頼等)

第 28 条 指定ドル受渡決済銀行は、前条に規定する清算参加者の振込依頼に基づき、ドル資金の決済期日の午前 11 時まで、ドル受渡決済金と同額の即時に利用可能な資金がドル受渡決済集中銀行に保有する当該指定ドル受渡決済銀行のドル勘定から本取引所のドル受渡決済口座に振り替えられるようドル受渡決済集中銀行に依頼するものとする。

2 指定ドル受渡決済銀行は、前項に規定する依頼を行ったときは、ドル資金の決済期日の午前 11 時まで、別表第 6 の様式による「金融先物取引 ドル受渡決済金 振込実行済通知書」を本取引所に提出するものとする。

(平成 11 年 6 月 14 日、平成 15 年 5 月 9 日、平成 16 年 4 月 1 日 変更)

第 29 条 (削除)

(平成 11 年 6 月 14 日 変更)

(取引所による振込依頼)

第 30 条 本取引所は、ドル資金の決済期日の午後 2 時まで、ドル受渡決済金受取り方清算参加者が届け出ている指定ドル受渡決済銀行がドル受渡決済集中銀行に開設するドル勘定へのドル受渡決済金と同額の振込が行われるようドル受渡決済集中銀行に依頼する。

2 本取引所は、指定ドル受渡決済銀行に対し、ドル受渡決済金受取り方清算参加者のドル口座へのドル受渡決済金と同額の振込を依頼する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、本取引所は、相当の事由があると認めるときは、ドル受渡決済金の支払いが、前 2 項に規定する振込以外の方法により行われるよう、ドル受渡決済集中銀行及び指定ドル受渡決済銀行に対して依頼を行うことができるものとする。

(平成 11 年 6 月 14 日、平成 16 年 4 月 1 日 変更)

(清算参加者のドル受渡決済口座への入金処理)

第 31 条 指定ドル受渡決済銀行は、前条に規定するドル受渡決済集中銀行からの振込に係る資金を受領次第、ドル受渡決済金受取り方清算参加者に直ちに通知のうえ、当該清算参加者のドル受渡決済口座に、ドル受渡決済金と同額を入金する。

(平成 11 年 6 月 14 日、平成 16 年 4 月 1 日 変更)

(清算参加者のドル受渡決済金の受領未済の通知)

第 32 条 ドル受渡決済金受取り方清算参加者は、ドル資金の決済期日の翌営業日(日本の銀行休業日にあたる場合は、順次繰り下げる。)の午後 2 時までドル受渡決済金を受領しないときは、本取引所に対し直ちに通知しなければならない。

(平成 16 年 4 月 1 日 変更)

第 6 章 事故処理

(清算参加者への支払拒絶)

第 33 条 ドル差金受取り方清算参加者又はドル受渡決済金受取り方清算参加者が、業務規程、業務方法書、本取引所のユーロ円 3 ヶ月金利先物オプションに関する業務規程及び受託契約準則の特例、取引所為替証拠金取引に関する業務規程の特例、本取引所の円資金決済規則、為替取引証拠金決済規則若しくは本規則の定めるところにより、本取引所に対して支払い若しくは預託をすべき金銭をその履行期限までに支払い若しくは預託をしないとき、又は本規則に定めるところによりその支払いのための所定の手続きを行わないときは、本取引所は当該清算参加者に対するドル差金又はドル受渡決済金の支払いを拒絶することができる。

2 本取引所は、前項の定めるところにより、ドル差金受取り方清算参加者へのドル差金の支払いを拒絶するときは、第 9 条の規定に従い本取引所が既に指定ドル差金決済銀行に対して依頼した当該ドル差金受取り方清算参加者に係るドル差金受払依頼書の訂正を、承諾日の午前 11 時 30 分までに当該指定ドル差金決済銀行に対し、申し入れるものとする。この場合、当該訂正がなされた限度において、当該ドル差金受取り方清算参加者について、第 14 条の規定は適用されないものとする。

3 本取引所は、前項の訂正を行ったときは、速やかに当該指定ドル差金決済銀行に対するドル差金受払依頼書を再作成し、交付するものとする。

(平成 3 年 7 月 8 日、平成 10 年 12 月 1 日、平成 16 年 4 月 1 日、平成 17 年 7 月 1 日 変更)

第 7 章 雑則

(預金規定に対する優先)

第 34 条 指定ドル差金決済銀行は、本取引所のドル差金決済口座又は清算参加者のドル差金決済口座に係る当該銀行の預金規定にかかわらず、ドル差金受払依頼書に基づく当該口座からの支払いについて、本取引所又は清算参加者が当座小切手の振出又は預金払戻請求書等の提出を行わないことに同意する。

2 前項に規定する他、本取引所のドル差金決済口座、清算参加者のドル差金決済口座又は清算参加者のドル受渡決済口座に係る当該銀行の預金規定が、本規則の定めるところと異なるときは、本規則が優先するものとする。

(平成 16 年 4 月 1 日 変更)

(規則の改正)

第 35 条 本取引所は、清算参加者及びドル決済銀行に事前に通知したうえ、本規則を改正することができる。

(平成 16 年 4 月 1 日 変更)

(必要事項の決定等)

第 36 条 本取引所は、ドル資金決済を適正かつ確実にを行うため、本規則に規定するもののほか必要な事項につき細則を定め、又は必要な措置を講ずることができる。

2 本取引所は、前項の細則を定めたとき又は前項の措置を行ったときは、遅滞なくドル決済銀行及び清算参加者に通知するものとする。

(平成 16 年 4 月 1 日 変更)

(当事者間の取り決め)

第 37 条 本取引所は、ドル資金決済を円滑かつ確実にを行うため、ドル差金決済集中銀行又はドル受渡決済集中銀行との間で、必要な取り決めを締結するものとする。

2 ドル差金決済銀行は、第 12 条及び第 13 条に規定する振込に係る振込所要資金等の決済を当該ドル差金決済銀行のドル勘定を通じて行うために、本取引所の定める様式・

内容の取り決めを、ドル差金決済集中銀行との間で締結するものとする。

- 3 ドル決済銀行は、本規則の目的を達成するため、清算参加者又は本取引所との間で必要な取り決めを締結することができるものとする。

(平成 16 年 4 月 1 日 変更)

(費用)

第 38 条 ドル資金決済に係る指定ドル差金決済銀行又は指定ドル受渡決済銀行の取扱手数料又はその他の費用については、清算参加者が負担するものとし、その料率及び支払いの方法は、当該銀行と清算参加者の間で別途合意するところによるものとする。

ただし、第 12 条及び第 13 条に規定する処理に係る指定ドル差金決済銀行の取扱手数料又はその他の費用については、本取引所が負担するものとし、その料率及び支払いの方法は、当該銀行と本取引所の間で別途合意するところによるものとする。

- 2 本取引所は、ドル受渡決済集中銀行より請求を受けた取扱手数料又はその他の費用を、本取引所の定めるところにより、該当する清算参加者に対し請求することができるものとする。

(平成 16 年 4 月 1 日 変更)

(損害金の負担)

第 39 条 清算参加者、ドル決済銀行及び本取引所は、それぞれの責めにより生じた損害を負担する。

- 2 清算参加者は、本規則に定めるところにより、ドル資金の決済又は所定の手続きを履行しなかったときは、支払うべき金額に対し年 15%の割合の損害金を支払うものとする。この場合の計算方法は年 360 日の日割計算とする。

本規則に規定するドル資金の決済又は所定の手続きの履行期限が一定の日の一定の時刻若しくは一定の時間をもって定められている場合において、清算参加者が同時刻までに若しくは同時間内に履行しなかったときは、その日を 1 日分として計算した損害金を支払うものとする。

- 3 清算参加者、ドル決済銀行又は本取引所いずれの責めによるか明らかでないときは、当事者間で協議して決定する。

(平成 16 年 4 月 1 日 変更)

附則

この規則は、平成元年6月20日から施行する。

附則

この変更規則は、平成3年2月15日から施行する。

附則

この変更規則は、平成3年7月8日から施行する。

附則

この変更規則は、平成4年5月1日から施行する。

附則

この変更規則は、平成4年7月14日から施行する。

附則

この変更規則は、平成5年6月1日から施行する。

附則

この変更規則は、平成10年12月1日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 11 年 6 月 14 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この変更規則は、本取引所が定める日から施行する。

(注)「本取引所が定める日」は平成 15 年 5 月 9 日

附則

- 1 この変更規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、清算会員は、本取引所が定める日まで
の間、ドル差金決済銀行へのドル差金の決済に係る処理の依頼、ドル差金決済のため
の預金口座の開設を行わないことができる。
- 3 第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、ドル差金決済銀行はドル差金決済に係
る本取引所が定める日までの間に生じる本取引所への届出を行わないことができる。

附則

この変更規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この変更規定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

(別表第1)「米ドル資金(差金)決済に関する依頼書」の様式

米ドル資金(差金)決済に関する依頼書

東京金融先物取引所ドル差金決済銀行

年 月 日

御中

私は、東京金融先物取引所(以下「取引所」という。)の業務規程(以下「業務規程」という。)、取引所の業務方法書(以下「業務方法書」という。)及び取引所のドル資金決済規則(以下「規則」という。)の定めるところに従い貴行を指定ドル差金決済銀行とし、裏面に記載の事項を確約のうえ、ドル差金の決済に係る処理を依頼します。

		取引参加者 コード	
清算参加者	〒()-() TEL()-()-()		
	住所		
	商号又は名称		
	清算参加者代表者氏名		
..... [取引所へのお届出印]			

清算参加者のドル差金決済口座	〒()-() TEL()-()-()		
	住所(上記の住所と異なる場合に記入して下さい。)		
	口座名義		
 [金融機関へのお届出印又は署名]		
	金融機関名	部店名	預金種目
	店番-口座番号(店番が必要な場合には、店番と口座番号の間に「-」を入れて合計20文字以内)		
		
	処理日及び時限	ドル資金決済規則に規定する日時	

なお、上記の商号又は名称及び口座名義にかかわらず、「金融先物取引 差金(米ドル建)受払依頼書」において、私の清算参加者名及び口座名として下記の略称を使うことに同意します。(上記の商号又は名称及び口座名義が20文字以内で、かつ略称を使用しない場合は記入不要。)

略称	清算参加者名		(20文字以内)
	口座名		(20文字以内)

[金融機関使用欄] BICコードは指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店のコード。	
金融機関店舗コード(BICコード)	

記

- 1 貴行が、規則第31条に規定する振込に係る資金を受領次第、直ちに私宛に通知のうえ、私のドル受渡決済口座に入金してください。
- 2 上記のいずれの場合においても業務規程及び業務方法書に定めるところに従います。
- 3 私がこの契約を解約しようとするときは、規則に従い、解約する日の3月前までに貴行に書面により通知します。なお、貴行がこの契約を解約しようとするときも、規則に従い、解約する日の3月前までに私に書面により通知してください。
- 4 貴行が取引所に対してそのドル受渡決済銀行としての登録の取消を請求するときは、規則に従い、同時に私にも書面により通知してください。
- 5 この依頼書についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

以上

(別表第4)「米ドル資金(受渡決済金)決済に関する依頼書」の様式

米ドル資金(受渡決済金)決済に関する依頼書

東京金融先物取引所ドル受渡決済銀行

年 月 日

御中

私は、東京金融先物取引所(以下「取引所」という。)の業務規程(以下「業務規程」という。)、取引所の業務方法書(以下「業務方法書」という。)及び取引所のドル資金決済規則(以下「規則」という。)の定めるところに従い貴行を指定ドル受渡決済銀行とし、裏面に記載の事項を確約のうえ、ドル受渡決済金の決済に係る処理について、次のとおり依頼します。

		取引参加者 コード			
清算参加者	〒()-() TEL()-()-()				
	住所				
	商号又は名称				
	清算参加者代表者氏名				
..... [取引所へのお届出印]					

清算参加者のドル受渡決済口座	〒()-() TEL()-()-()				
	住所(上記の住所と異なる場合に記入して下さい。)				
	口座名義				
 [金融機関へのお届出印又は署名]				
	金融機関名	部店名	預金種目		
	店番-口座番号(店番が必要な場合には、店番と口座番号の間に「-」を入れて合計20文字以内)				
				
	処理日及び時限	貴取引所のドル資金決済規則に規定する日時			

なお、上記の口座名義にかかわらず、ドル受渡決済金の決済において私の口座名として下記の略称を使うことに同意します。

略称	口座名 (邦名 20文字 内)																		
	口座名 (英名 30文字 内)																		

..... [金融機関使用欄]

金融先物取引 差金(米ドル建)受払依頼書

依頼書作成日 : 年 月 日
決済期日 : 年 月 日

殿

東京金融先物取引所

下記の清算参加者支払金額を、貴行にある本取引所の差金決済用口座へ入金してください。
また、清算参加者受入金額を、当該清算参加者の口座へ入金してください。

なお、受払の差額US\$ については、

- * 以下の本取引所の指定銀行にある口座へ振込みください。
- * 以下の本取引所の指定銀行から、貴行にある本取引所の差金決済用口座へ振込みます。(* は、いずれか一方を表示)

指定銀行名 :
口座名 :
預金種目 :
口座番号 :

清算参加者名	清算参加者口座明細			清算参加者 受入金額	清算参加者 支払金額	備考
	預金種目	口座番号	口座名			
合計	—	—	—	US\$	US\$	—

受払承諾通知書

東京金融先物取引所 殿

日付 : 年 月 日

上記の各依頼を実行したことを通知いたします。

銀行名 _____
部店名 _____

印

(別表第2)「米ドル資金(差金)決済に関する届出書」の様式

米ドル資金(差金)決済に関する届出書

東京金融先物取引所御中

年 月 日

私は、貴取引所の業務規程、業務方法書及びドル資金決済規則の定めるところに従い、
との間でドル差金決済契約を締結しましたので次のとおりお届けします。

		取引参加者 コード		
清算 参加 者	〒()-() TEL()-()-()			
	住所			
	商号又は名称			
	清算参加者代表者氏名			
			 【貴取引所へのお届出印】

〔届出事項〕

清算 参加 者の ドル 差金 決済 口座	〒()-() TEL()-()-()			
	住所(上記の住所と異なる場合に記入して下さい。)			
	口座名義			
 【金融機関へのお届出印又は署名】			
	金融機関名	部店名	預金種目	
	店番-口座番号(店番が必要な場合には、店番と口座番号の間に「-」を入れて合計20文字以内)			
			
	処理日及び時限	貴取引所のドル資金決済規則に規定する日時		

なお、上記の商号又は名称及び口座名義にかかわらず、「金融先物取引 差金(米ドル建) 受払依頼書」において、私の清算参加者名及び口座名として下記の略称を使うことに同意します。(上記の商号又は名称及び口座名義が20文字以内で、かつ略称を使用しない場合は記入不要。)

略 称	清算参加者名		(20文字以内)
	口座名		(20文字以内)

【金融機関記入欄】BICコードは指定ドル差金決済銀行の取りまとめ店のコード。本記載事項に相違ありません。	
金融機関店舗コード(BICコード)	
..... 【金融機関確認印】	

記

- 1 貴行が、規則第11条の定めるところに従い処理を行うときは、私からの依頼として、「金融先物取引 差金(米ドル建)受払依頼書」(以下「受払依頼書」という。)の私名義の支払金額欄に記載された金額(以下「依頼書記載支払額」という。)を、取引所のドル差金決済口座に入金することの承諾の通知及びその他所定の手続きを行ってください。この場合、当該承諾に先立ち、貴行が私に通知することなく、依頼書記載支払額を私のドル差金決済口座から引落すことに異存ありません。
- 2 私は、上記1の引落しについて、同口座に係る預金規定にかかわらず、当座小切手の振出又は預金通帳、預金払戻請求書等の提出はしません。
- 3 依頼書記載支払額が、私のドル差金決済口座から引落すことのできる金額を超えるときは、直ちに私に請求してください。この請求にもかかわらず、私が資金を手当てしないときは、貴行が、事前に私宛にその旨の通知を行ったうえ、上記1に係る承諾拒絶の通知を取引所に対し行うことに異存ありません。
- 4 貴行が、規則第14条第1項の定めるところにより、受払依頼書の私名義の受入金額欄に記載された金額を、私のドル差金決済口座に入金することを承諾するときは、当該承諾の通知を取引所に対して私のために行ってください。
- 5 取引所が、規則第33条の定めるところにより、貴行に対し私に係る受払依頼書の訂正の申し入れを行ったときは、当該訂正がなされた範囲において、規則第14条の規定が適用されないことに異存ありません。
- 6 上記のいずれの場合においても、業務規程及び業務方法書に定めるところに従うものとします。
- 7 私がこの契約を解約しようとするときは、規則に従い、解約する日の3月前までに貴行に書面により通知します。なお、貴行がこの契約を解約しようとするときも、規則に従い、解約する日の3月前までに私に書面により通知してください。
- 8 貴行が取引所に対してそのドル差金決済銀行としての登録の取消を請求するときは、規則に従い、同時に私にも書面により通知してください。
- 9 この依頼書についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

以上